

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日発行)

目次

◇ 示 字の区域の変更(市町村振興課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることとがある旨の告示(経営流通課)

国土調査の成果の認証(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任について(会計課)

◇ 公 告 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(建築課)

告 示

鳥取県告示第五百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、淀江町(大字福岡の一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成八年五月十五日現在の地番による。)
大字福岡字要羅ヶ平	大字福岡字要羅ヶ平の全域
大字福岡字坂ノ谷	大字福岡字坂ノ谷一・二・三
大字福岡字坂ノ谷	大字福岡字坂ノ谷のうち一・二・三以外の区域

鳥取県告示第五百二十四号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることとがあるため、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社しまむら	ファッションセンターしまむら倉吉店	倉吉市清谷町一丁目一八五外
有限会社さつき開発	日南ショッピングセンター	日野郡日南町霞七八九一外

鳥取県告示第五百二十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
郡家町	平成五年度及び平成六年度	郡家町（大字大門及び大字殿の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡郡家町大字大門及び大字殿の各一部	平成八年七月二十六日
淀江町	平成四年度から平成七年度まで	淀江町（大字福岡の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡淀江町大字福岡の一部	〃

鳥取県告示第五百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十一月十日 鳥取県指令米土維十第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大谷町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区四谷四丁目二九一八

株式会社雪印アクセス

代表取締役 信田 力正

鳥取県告示第五百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年二月二十八日 鳥取県指令倉土維十第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上余戸字隈ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム株式会社

代表取締役 金澤 泰治

鳥取県告示第五百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「秋のうたコンサート」	平成八年九月十六日	わらべ館 いんぼる

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主 事 藤 井 壽

三 委任期間

平成八年七月三十日から同年九月二十四日まで

公 告

公募型プロポーザル方式により建設コンサルタントを特定するので、次のとおり公告する。

平成8年7月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 業務の内容

(1) 業務名

知事公舎改築工事の実施設計業務

(2) 業務の内容

設計業務のうち実施設計（建築設備及び外構を含む。）

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成8年11月29日(金)まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出の対象となる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

ア 知事が定める平成8年度建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 平成8年7月26日(金)現在で3名以上の一級建築士を専属で有している者であること。

エ 平成8年7月26日(金)から同年8月9日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

オ 鳥取県内に主たる営業所（本店）を有すること。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

ア 会社の業務経歴

主要業務・類似業務に係る実績及び専門分野別技術職員の状況

イ 技術職員の経験及び能力

担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況

ウ 業務実施方針及び手法

提案への理解度、実施方針・設計上の配慮事項の妥当性、提案の確性・現実性並びに下程計画及び動員計画の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁5階

鳥取県土木部建築課

電話番号 0857-26-7394

(2) 技術提案書説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成8年7月26日(金)から同年8月9日(金)までの日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 交付場所

3(1)に同じ。

(3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

ア 提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、技術提案説明書に基づき技術提案を作成し持参すること。

イ 提出場所

3(1)に同じ。

ウ 提出期間

平成8年8月1日(木)から同月9日(金)までの日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

4 契約の締結

3(3)により技術提案書を提出した者の中から2(2)により最も優れた者を選定し、当該技術提案書を提出した者と契約の交渉を行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書は、これを作成することを要する。

(3) 関連情報を入力するための照会窓11は、3(1)に同じ。

(4) 技術提案書提出期限から4日より契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けた者とは契約を行わない。